

災害時における応急対策及び災害復興の協力に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と公益社団法人日本技術士会千葉県支部（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策及び災害復興の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生（そのおそれがある場合を含む。以下同じ。）した場合において、甲の管理する道路、下水道等の公共施設（工事中等の施設を含む。以下「公共施設」という。）の応急対策及び災害復興等に係る支援（以下「災害応急等支援」という。）を実施するため、甲乙間における基本的事項を定め、もって、被災施設の早期復興と被害の拡大防止に資することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この協定は、災害が発生した場合において、公共施設に被害が発生したときの当該公共施設の以下の災害応急等支援に適用するものとする。

- （1）災害被害の調査支援
- （2）災害時の情報の活用に関する支援
- （3）復興計画段階での助言
- （4）その他、甲が必要とし、乙が支援しうる活動

（協力要請）

第3条 甲は、乙に災害応急等支援の協力要請を行う際には、次に掲げる事項を記述した協力要請書により要請を行うものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）要請年月日
- （2）要請箇所
- （3）要請内容
- （4）連絡先及び担当者

（協力体制）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な限り速やかに災害応急等支援活動を実施するものとする。

2 乙は、あらかじめ乙の会員のうちから、支援可能な者、その専門技術分野、支援可能な内容等を定めるなど協力体制を整備するものとする。

（完了報告）

第5条 乙は、災害応急等支援活動を完了した時は、協力要請書の要請内容に応答する事項を記述した完了報告書を提出することにより、甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告することが

困難な場合は電話等で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(費用の負担)

第6条 甲の要請により、乙又は乙の会員が災害応急等支援を実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用以外の額、支払方法等については、甲、乙協議の上、別に定めるものとする。

(被害が生じたときの措置)

第7条 乙は、その責に帰すべき事由により第三者に損害が生じたときは、乙の責任において処理解決に当たるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

2 前項の期間満了日の1月前までに、甲又は乙から期間を延長しない旨の申し出がない限り、この協定は、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(疑義等)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙は記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年6月19日